

R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 7号棟屋上防水改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書1		
A-02	特記仕様書2		
A-03	特記仕様書3		
A-04	特記仕様書4		
A-05	全体配置図・付近見取図		
A-06	PH階平面図		
A-07	矩計図		
A-08	各部詳細図1		
A-09	各部詳細図2		

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 7号棟屋上防水改修工事
2. 工事場所	徳島市金沢1丁目
3. 敷地面積	23,293.00㎡
4. 工事種目	工事内容：7号棟屋上防水改修工事 構造規模：鉄筋コンクリート造8階建 延床面積7,076.464㎡
5. 工事区分	屋上防水改修工事
6. 工期	工事完成期間は平成 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等 ◎施工条件は次による。 ○本工事の資材の搬出入についてや、工事車両の駐車場及び資材置き場について等は団地住民と十分に協議すること。 ○工事の施工に当たっては荷揚げ荷下ろし時に交通整理員を配置し、一般交通及び施設利用者等に支障を及ぼさないように充分注意し施工すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に3日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延3人(昼3人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。

章	項目	特記事項
2.	工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請員にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講ずなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即ず作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即ず作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(平成28年度末までを目途)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工服用車両による土砂、工服用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、営繕課指定の工事標準を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標準については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するように努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。
4.	工事現場管理	

章	項目	特記事項																														
		<table><thead><tr><th>発生材の種類</th><th>処分許可業者の会社名</th><th>処分地所在地</th><th>運搬距離(km)</th><th>処理単価(円)(税抜き)</th><th>単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td><td>徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1</td><td>8.6</td><td>800 8000円/10t車</td><td>t</td></tr><tr><td>コンクリート(有筋)</td><td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td><td>徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1</td><td>8.6</td><td>1000 10000円/10t車</td><td>t</td></tr><tr><td>金属(処分)</td><td>(株)旭金属</td><td>徳島市東沖州1丁目12 徳島市東沖州1丁目12</td><td>3.1</td><td>0</td><td>t</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>(株)丸八木村商店</td><td>吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1</td><td>23.3</td><td>10,000</td><td>m3</td></tr></tbody></table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(対象建設工事)のうち、当初請負金額が500万円以上の工事において、コンクリート(2次製品含む)、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物、木材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を建設リサイクルデータ統合システム(以後CREDASと表記)により作成し(様式1又は様式1-2)、監督員に電子データにより提出しなければならない。 ◎受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(対象建設工事)のうち、当初請負金額が500万円以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画をCREDASにより作成し(様式2又は様式2-2)、監督員に電子データにより提出しなければならない。 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかにCREDASにより作成した提出用ファイル(実施書)を、監督員に電子データにより提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。 CREDASについては、受注者自身が国土交通省リサイクルホームページよりダウンロードした上で利用することとするが、受注者のネットワーク環境の導入状況等によりダウンロードが困難な場合は、請負契約締結後、監督員と協議の上でCREDASインストールファイルを収録したCD-Rを必要に応じて受注者に貸し出すものとする。 CREDASの入力においては、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない(バージョン材を使用する生コンクリート及び購入土を除く)。なお、その入力方法については、徳島県県土整備部ホームページ「各種書類ダウンロード-土工工事主要提出書類(リサイクル等)」で公開する「CREDAS入力マニュアル」を参考とする。 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無) 備品等名称： 保管場所： 注意事項： ◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を揭示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎断水、停電は施設管理者側と協議の上支障が無いように努めること ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1週間とする。 ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。 ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。 ◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p>	発生材の種類	処分許可業者の会社名	処分地所在地	運搬距離(km)	処理単価(円)(税抜き)	単位	コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1	8.6	800 8000円/10t車	t	コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1	8.6	1000 10000円/10t車	t	金属(処分)	(株)旭金属	徳島市東沖州1丁目12 徳島市東沖州1丁目12	3.1	0	t	廃プラ	(株)丸八木村商店	吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1	23.3	10,000	m3
発生材の種類	処分許可業者の会社名	処分地所在地	運搬距離(km)	処理単価(円)(税抜き)	単位																											
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1	8.6	800 8000円/10t車	t																											
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東良方字北野7-2 徳島市応神町東良方字西中須49-1	8.6	1000 10000円/10t車	t																											
金属(処分)	(株)旭金属	徳島市東沖州1丁目12 徳島市東沖州1丁目12	3.1	0	t																											
廃プラ	(株)丸八木村商店	吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1	23.3	10,000	m3																											
5.	施工調査																															
6.	材料・製品等																															

徳島県県土整備部住宅課

●工事名称
R1住宅 金沢団地 徳・金沢1
7号棟屋上防水改修工事
●図面名称
特記仕様書1

●図面番号
A-01
●縮尺
(A2)

(株)野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																								
<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div data-bbox="379 913 964 1081" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p>	<p>技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1" data-bbox="1270 283 1855 1008"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防水</td> <td rowspan="5">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴム系シート防水工事業</td> </tr> <tr> <td>◎塩化ビニル系シート防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・FRP防水工事業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td rowspan="3">建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>・アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッシ施工</td> <td rowspan="2">サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装</td> <td rowspan="3">内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ工事業</td> </tr> <tr> <td>・鋼製下地工事業</td> </tr> <tr> <td>ボード仕上げ工事業</td> <td>・ボード仕上げ工事業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>積載</td> <td>造園</td> <td>・造園工事業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1270 1323 1855 1417"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事後、中間検査を実施する。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・<u>A2</u>・原図版)</p> <p>・工事写真(写真帳部(着手前)・工事中・<u>竣工</u>)、電子データ2部)</p> <p>・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事業	型枠	型枠施工	・型枠工事業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事業	・アクリルゴム系塗膜防水工事業	・合成ゴム系シート防水工事業	◎塩化ビニル系シート防水工事業	・セメント系防水工事業	・シーリング防水工事業	・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業	・FRP防水工事業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業	かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業	・木製建具機械加工作業	・アルミ製室内建具製作作業	サッシ施工	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業	・ガラス施工	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事業	・カーペット系床仕上げ工事業	・鋼製下地工事業	ボード仕上げ工事業	・ボード仕上げ工事業	表装	・表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	積載	造園	・造園工事業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>13. 火災保険</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="2166 367 2597 451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・<u>よらない</u>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。</p> <p>(1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内</p> <p>なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。</p> <p>◎登録後は速やかに、登録期間が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約款第4条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・<u>2年</u>)とする。 ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>14. 工事実績情報の登録</p> <p>15. 瑕疵補修</p>	<p>7. 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>8. 施工</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>9. 技能士の適用</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p>	<p>10. 設計変更箇所確認</p> <p>11. 工事検査及び技術検査</p> <p>12. 完成図等</p>	<p>章 項 目</p> <p>2章 改修仮設工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p>	<p>徳島県県土整備部住宅課</p>	<p>●工事名称 R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 7号棟屋上防水改修工事</p> <p>●図面名称 特記仕様書2</p>	<p>●図面番号 A-02</p> <p>●縮尺 (A2)</p>	<p>(株)野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号</p>
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																											
仮設	とび	・とび作業																																																																																																											
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事業																																																																																																											
型枠	型枠施工	・型枠工事業																																																																																																											
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																											
防水	防水施工	・アスファルト防水工事業																																																																																																											
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事業																																																																																																											
		・アクリルゴム系塗膜防水工事業																																																																																																											
		・合成ゴム系シート防水工事業																																																																																																											
		◎塩化ビニル系シート防水工事業																																																																																																											
・セメント系防水工事業																																																																																																													
・シーリング防水工事業																																																																																																													
・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業																																																																																																													
・FRP防水工事業																																																																																																													
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																											
木	建築大工	・大工工事業																																																																																																											
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																											
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																																											
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																											
左官	左官	・左官作業																																																																																																											
建具	建具製作	・木製建具手加工作業																																																																																																											
		・木製建具機械加工作業																																																																																																											
		・アルミ製室内建具製作作業																																																																																																											
サッシ施工	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																																											
		・ガラス施工																																																																																																											
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																																											
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事業																																																																																																											
		・カーペット系床仕上げ工事業																																																																																																											
		・鋼製下地工事業																																																																																																											
ボード仕上げ工事業	・ボード仕上げ工事業																																																																																																												
表装	・表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																												
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																											
積載	造園	・造園工事業																																																																																																											
機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業																																																																																																											
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																											
3千万円未満	—	1回																																																																																																											
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																											
1億円以上	2回	3回																																																																																																											
区 分	サイ ズ																																																																																																												
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																												
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																												
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																												

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																															
4	養生	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者が設置する足場とする。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	9	塗膜防水	<p>◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>S(S1)-F2</td> <td>S(S1)-M2</td> </tr> <tr> <td>下地処理</td> <td colspan="2">標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4iによる。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td> </tr> <tr> <td>平場接着法</td> <td>接着剤塗布</td> <td>固定金具</td> </tr> <tr> <td>断熱材(断熱工法)</td> <td>下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける</td> <td>下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する断熱材-JIS A 9511 A種硬質ウレタンフォーム保温板2種</td> </tr> </table> <p>増張</p> <table border="1"> <tr> <td>立上り部等 出隅入隅部</td> <td>ルーフィングシート 施工後成形役物張付け</td> </tr> <tr> <td>平場</td> <td>縦横40mm以上</td> </tr> <tr> <td>立上りと平場</td> <td>40mm以上</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>接着剤</td> </tr> <tr> <td>接合端部</td> <td>紐状又は液状シール</td> </tr> <tr> <td>立上り・立下り部 の末端部処理</td> <td>端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td> </tr> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎脱気装置の仕様：製造所の指定による</p> <p>◎ルーフトレインの材質規格：塩ビ製(改修用) 75φ用</p> <p>◎工法：L4X 種別：X-1, X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">POX</td> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L4X</td> <td>X-1</td> <td>X-2=α'α'α'α'等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PIY</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P2Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>水切り部 PS目地等</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> </table> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎アルミニウム及びアルミニウム合金 表面処理</p> <table border="1"> <tr> <th>表面処理の種別</th> <th>皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等</th> <th>表面処理の試験方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>B-1種</td> <td>無着色陽極酸化皮膜</td> <td></td> <td>パラペット立上水切 壁水切</td> </tr> </table> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(36)m/s 地表面粗度区分 (I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表()</p> <p>◎屋内については、漏水試験を行う。</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	区分	S(S1)-F2	S(S1)-M2	下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4iによる。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り		平場接着法	接着剤塗布	固定金具	断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける	下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する断熱材-JIS A 9511 A種硬質ウレタンフォーム保温板2種	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	平場	縦横40mm以上	立上りと平場	40mm以上	接合部	接着剤	接合端部	紐状又は液状シール	立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。	工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	POX	X-1				X-2				L4X	X-1	X-2=α'α'α'α'等			X-2				PIY	Y-2				P2Y	Y-2				記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性	表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所	B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切	5	コンクリート工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fc (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/?)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td></td> <td>18</td> <td>無</td> <td>1類</td> <td>2.3</td> <td>汎用基礎</td> </tr> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。</p> <p>2. コンクリートの仕上がり</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。</p> <p>3. 普通コンクリート</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・(混合セメントA種)・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/?以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行う・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリートm³に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」・JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料は(使用する・使用しない)。</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3「目地寸法」(a)(1)による。</p> <p>4. レディミクストコンクリート 工場の指定</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fc (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/?)	適用箇所	普通	21		18	無	1類	2.3	汎用基礎																																
	区分	S(S1)-F2		S(S1)-M2																																																																																																																																			
	下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4iによる。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																																																																																																					
	平場接着法	接着剤塗布		固定金具																																																																																																																																			
	断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する断熱材-JIS A 9511 A種硬質ウレタンフォーム保温板2種																																																																																																																																			
	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け																																																																																																																																					
	平場	縦横40mm以上																																																																																																																																					
	立上りと平場	40mm以上																																																																																																																																					
接合部	接着剤																																																																																																																																						
接合端部	紐状又は液状シール																																																																																																																																						
立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。																																																																																																																																						
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																																																																																																																																			
POX	X-1																																																																																																																																						
	X-2																																																																																																																																						
L4X	X-1	X-2=α'α'α'α'等																																																																																																																																					
	X-2																																																																																																																																						
PIY	Y-2																																																																																																																																						
P2Y	Y-2																																																																																																																																						
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																																																	
MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性																																																																																																																																	
表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所																																																																																																																																				
B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切																																																																																																																																				
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fc (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/?)	適用箇所																																																																																																																																
普通	21		18	無	1類	2.3	汎用基礎																																																																																																																																
3	防水改修工事	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生)・下開天井養生・その他()とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>S4S工法</th> <th>S4S工法</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>屋上平場</td> <td></td> <td>立上り</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部撤去</td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。</p> <p>◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(図示)とする。</p> <p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎ルーフトレイン廻りの処理</p> <p>◎ルーフトレインの端部から(500mm・(300mm))の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。</p> <p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p> <p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>S4S</td> <td>S-F2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>2.0 mm</td> <td></td> <td></td> <td>立上り部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S4S1</td> <td>S1-M2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>2.0 mm</td> <td>硬質ウレタン</td> <td>25</td> <td>屋上屋根平場</td> <td>軽歩行</td> </tr> </table> <p>◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(I・II・III・IV)</p> <p>◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。</p>	工程	工法	S4S工法	S4S工法	工法	施工箇所					1 既存保護層(立上り部等)撤去等		屋上平場		立上り	2 既存保護層(平場)撤去等				一部撤去	3 既存断熱層撤去等					4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○		○		5 既存防水層(平場)撤去等					6 既存下地の補修及び処置	○		○		7 防水層の新設		○	○		8 断熱材の新設		○			9 保護層の新設					工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考	種類	厚さ	種類	厚さ	S4S	S-F2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm			立上り部		S4S1	S1-M2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm	硬質ウレタン	25	屋上屋根平場	軽歩行	10	シーリング	<p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>水切り部 PS目地等</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> </table> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎アルミニウム及びアルミニウム合金 表面処理</p> <table border="1"> <tr> <th>表面処理の種別</th> <th>皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等</th> <th>表面処理の試験方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>B-1種</td> <td>無着色陽極酸化皮膜</td> <td></td> <td>パラペット立上水切 壁水切</td> </tr> </table> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(36)m/s 地表面粗度区分 (I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表()</p> <p>◎屋内については、漏水試験を行う。</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性	表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所	B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切	11	防水端部押金物	<p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>水切り部 PS目地等</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> </table> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎アルミニウム及びアルミニウム合金 表面処理</p> <table border="1"> <tr> <th>表面処理の種別</th> <th>皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等</th> <th>表面処理の試験方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>B-1種</td> <td>無着色陽極酸化皮膜</td> <td></td> <td>パラペット立上水切 壁水切</td> </tr> </table> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(36)m/s 地表面粗度区分 (I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表()</p> <p>◎屋内については、漏水試験を行う。</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性	表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所	B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切
工程	工法	S4S工法	S4S工法	工法																																																																																																																																			
施工箇所																																																																																																																																							
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		屋上平場		立上り																																																																																																																																			
2 既存保護層(平場)撤去等				一部撤去																																																																																																																																			
3 既存断熱層撤去等																																																																																																																																							
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○		○																																																																																																																																				
5 既存防水層(平場)撤去等																																																																																																																																							
6 既存下地の補修及び処置	○		○																																																																																																																																				
7 防水層の新設		○	○																																																																																																																																				
8 断熱材の新設		○																																																																																																																																					
9 保護層の新設																																																																																																																																							
工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考																																																																																																																																
		種類	厚さ	種類	厚さ																																																																																																																																		
S4S	S-F2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm			立上り部																																																																																																																																	
S4S1	S1-M2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm	硬質ウレタン	25	屋上屋根平場	軽歩行																																																																																																																																
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																																																	
MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性																																																																																																																																	
表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所																																																																																																																																				
B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切																																																																																																																																				
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																																																	
MS-2	変成シリコーン		水切り部 PS目地等	充填工法	10×10	簡易接着性																																																																																																																																	
表面処理の種別	皮膜又は複合皮膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所																																																																																																																																				
B-1種	無着色陽極酸化皮膜		パラペット立上水切 壁水切																																																																																																																																				

徳島県県土整備部住宅課

●工事名称
R1住宅 金沢団地 徳・金沢1
7号棟屋上防水改修工事

●図面名称
特記仕様書3

●図面番号
A-03

●縮尺
(A2)

(株)野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																		
5.	型枠	<p>◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>フンス基礎</td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは 20mmとする。</p>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.3 (b) (1)	A 種	あり				6.8.3 (b) (2)	B 種	なし	合板	12	フンス基礎	6.8.3 (b) (2)	C 種	なし				6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし							
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																					
県産木製型枠	—	なし																																								
6.8.3 (b) (1)	A 種	あり																																								
6.8.3 (b) (2)	B 種	なし	合板	12	フンス基礎																																					
6.8.3 (b) (2)	C 種	なし																																								
6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし																																								
6章 ユニット・その他工事	1. 養生・取外再取付	◎作業に影響する既存の備品類、設備等については、養生又は取合部分に損傷を与えないよう取外し、作業終了後速やかに再取付けすること。また、再利用が可能なものは、出来る限り補修し利用すること。																																								
7章 管設備改修工事	1. 工事種別 2. 一般事項 3. 特記仕様	<p>◎図示位置の給水配管保温及び置き基礎の撤去取替を行う。</p> <p>◎特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工・事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共・建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。</p> <p>◎給水管の保温仕様は次の通りとする。 (現況)グラスウール保温材+亜鉛鉄板 (改修)ポリスチレンフォーム保温筒+ステンレス鋼板(標仕<2>3.1.5.1e2・ハ・Ⅶ)</p>																																								

徳島県県土整備部住宅課

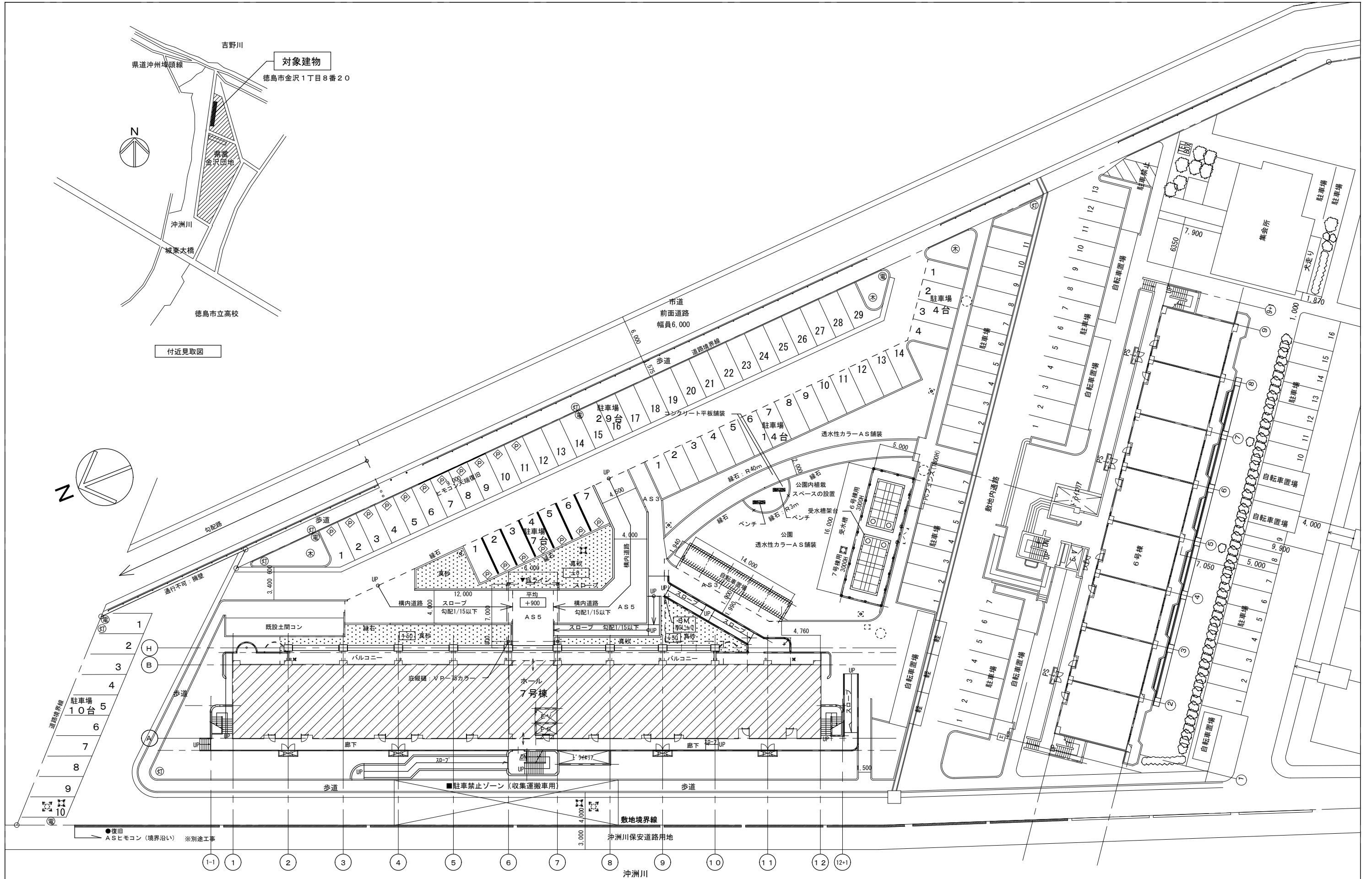
●工事名称
R1住宅 金沢団地 徳・金沢1
7号棟屋上防水改修工事

●図面名称
特記仕様書4

●図面番号
A-04

●縮尺
(A2)

(株)野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号

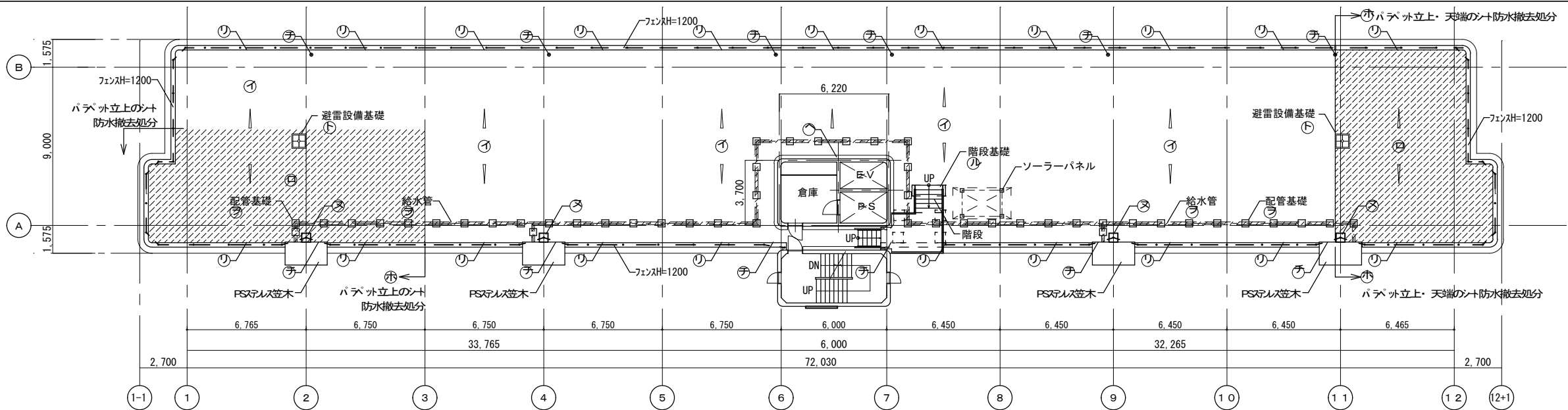


徳島県県土整備部住宅課

●工事名称
R1住宅 金沢団地 徳・金沢1
7号棟屋上防水改修工事
●図面名称
全体配置図、付近見取図

●図面番号
A-05
●縮尺
(A2) 1:300

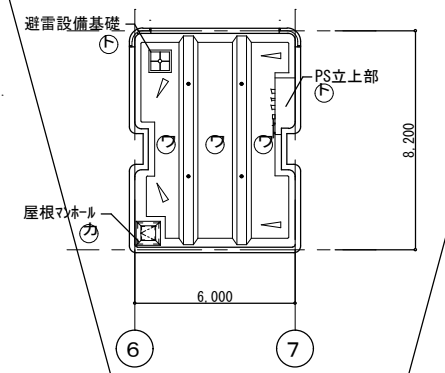
(株)野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号



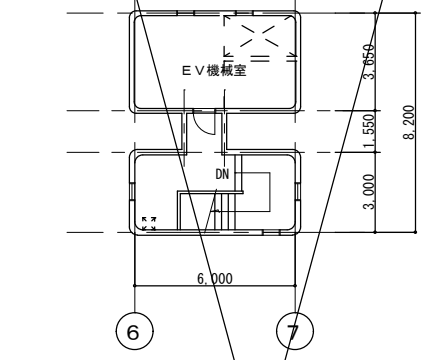
改修前 PH1階平面図 1/200

凡例 (改修前)

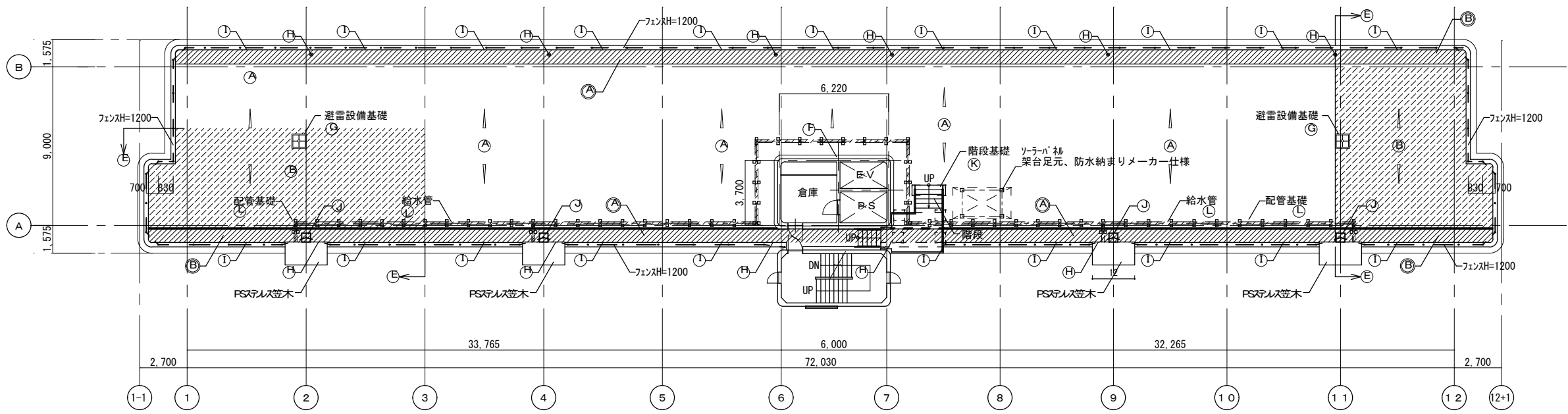
①	屋根平面部：コンクリート鉄押エ シート防水 (EPT TM t.1.2 脱気孔付き) シM TM -仕上	⑦	ルーフドレン：鋳鉄製ドレン φ75 A通り横型6カ所 B通り縦型6カ所 計12カ所 全て撤去
②	屋根平面部：コンクリート鉄押エ シート防水 (EPT TM t.1.2 脱気孔付き) の上塩ビシート防水 (改修)	⑧	フック：全て撤去
③	屋根平面部：脱気装置 計16カ所 全て撤去	⑨	フェンス基礎：コンクリート鉄押エ フェンス支柱を残し解体撤去
④	屋根立上部：レンガ積み防水モルタル鉄押エ	⑩	階段基礎：コンクリート鉄押エ
⑤	屋根立上部：レンガ積み防水モルタル鉄押エの上塩ビシート防水 (改修) 塩ビシート防水及び7&M TM 押さえ撤去	⑪	既設給水管ラッキング及び架台 ラッキング及び架台は撤去
⑥	塔屋外壁防水納まり部：レンガ積み防水モルタル鉄押エ	⑫	高架水槽 (撤去済み) 置き場・平面部・立上及び基礎=パライトコンクリート鉄押エ
⑬	PS天端・避雷設備基礎：コンクリート鉄押エ	⑭	屋根マンホール=スチール製メッキ 立上部=コンクリート鉄押エ



改修前 PH2階平面図 1/200



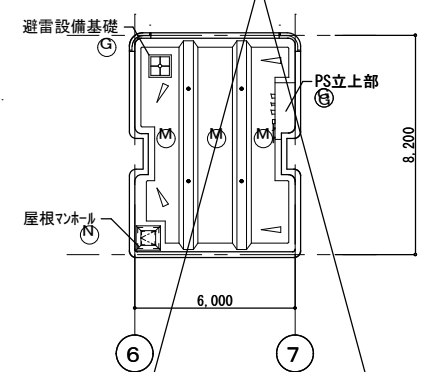
改修後 PH2階平面図 1/200



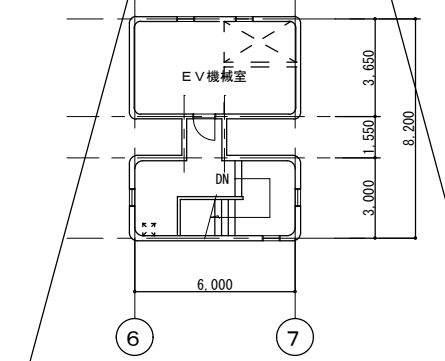
改修後 PH1階平面図 1/200

凡例 (改修後)

①	屋根平面部：既存シート防水 (EPT TM t.1.2 脱気孔付き) の上塩ビシート防水絶縁断熱機械的固定工法 (S1-M2 厚2.0) 軽歩行仕様 断熱材厚25	⑮	PS笠木・避雷設備基礎：塗膜防水X-2併用工法 (PS笠木、PHR階は別途外壁改修工事)
②	屋根平面部：既存シート防水 (EPT TM t.1.2 脱気孔付き) の上塩ビシート防水絶縁機械的固定工法 (S-M2 厚2.0) 軽歩行仕様	⑯	ルーフドレン：塩ビシート防水改修用ドレン新設 A通り横型6カ所 B通り縦型6カ所 計12カ所
③	屋根平面部：既存塩ビシート防水の上塩ビシート防水絶縁断熱機械的固定工法 (S1-M2 厚2.0) 軽歩行仕様 断熱材厚25	⑰	フック：撤去跡防水モルタル鉄押さえの上塗膜防水X-2
④	屋根平面部：既存塩ビシート防水の上塩ビシート防水絶縁機械的固定工法 (S-M2 厚2.0) 軽歩行仕様	⑱	フェンス基礎：防水改修後既存同形状、同配筋のものを新設
⑤	屋根立上部：壁面=塩ビシート防水接着工法 (S-F2 厚2.0) 端部アルミ金物押さえ アゴ・天端=塗膜防水X-2	⑳	階段基礎：塗膜防水X-2併用工法
⑥	屋根立上部：既存撤去跡 壁面=塩ビシート防水接着工法 (S-F2 厚2.0) 端部アルミ金物押さえ アゴ・天端：塗膜防水X-2	㉑	既設給水管ラッキングの更新及び架台更新
⑦	塔屋外壁防水納まり部：壁面=塩ビシート防水接着工法 (S-F2 厚2.0) 端部アルミ金物押さえ アゴ・天端=塗膜防水X-2	㉒	高架水槽 (撤去済み) 置き場・平面部=ウレタン塗膜防水X-1 立上及び基礎=塗膜防水X-2 (別途外壁改修工事)
		㉓	屋根マンホール：既存のままである 基礎=塗膜防水X-2 (別途外壁改修工事)



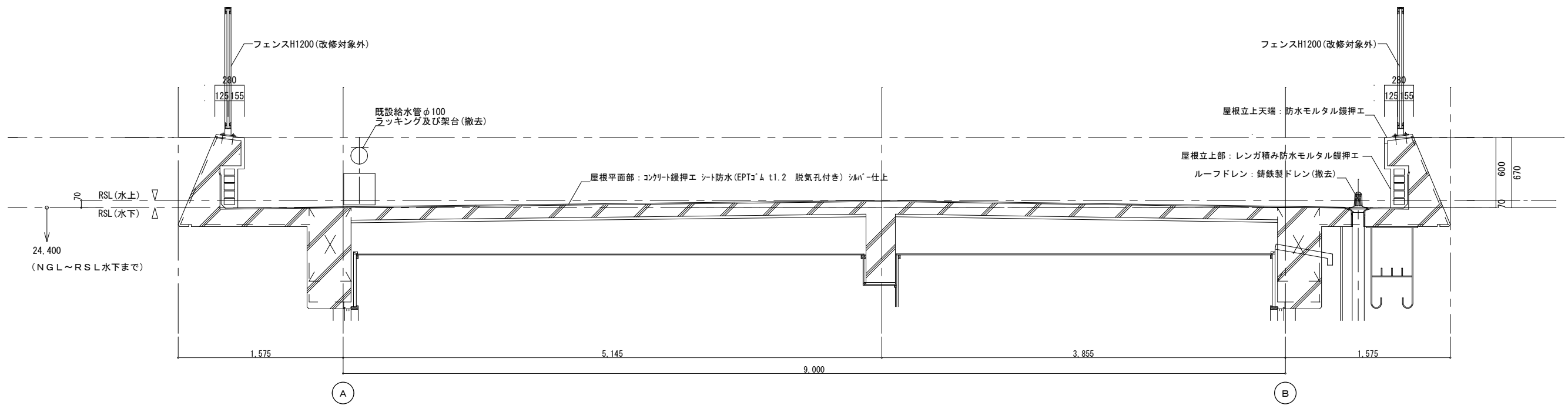
改修後 PH2階平面図 1/200



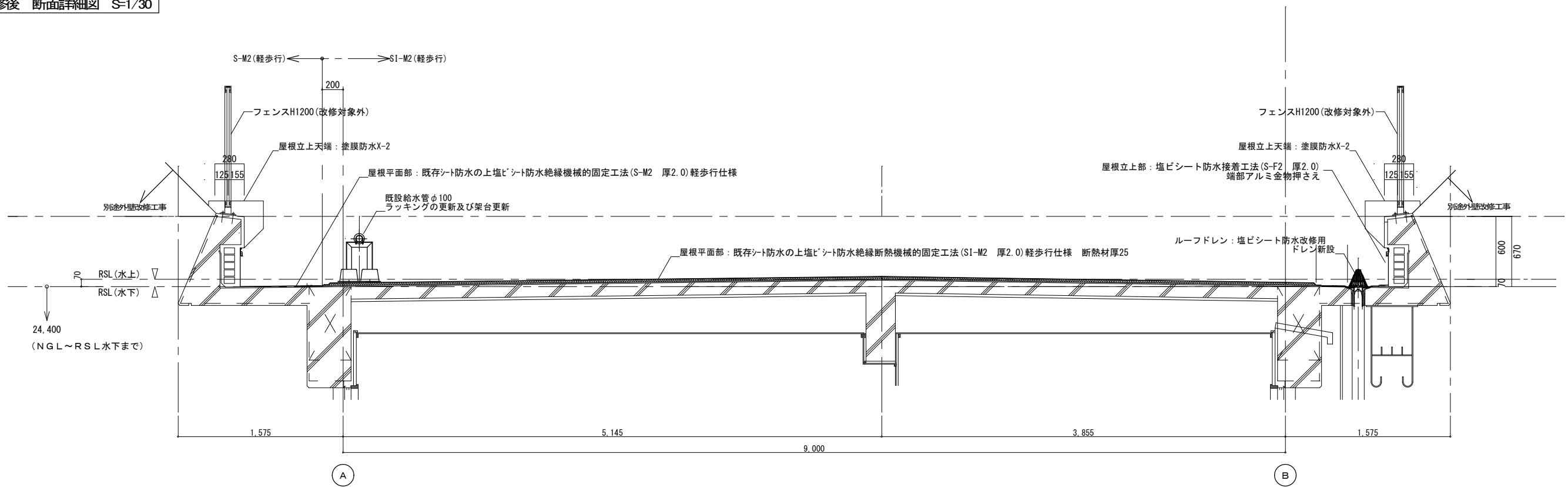
改修後 PH2階平面図 1/200

※ PHR階は別途外壁改修工事とする。

改修前 断面詳細図 S=1/30



改修後 断面詳細図 S=1/30



徳島県県土整備部住宅課

●工事名称
R1住宅 金沢団地 徳・金沢1
7号棟屋上防水改修工事

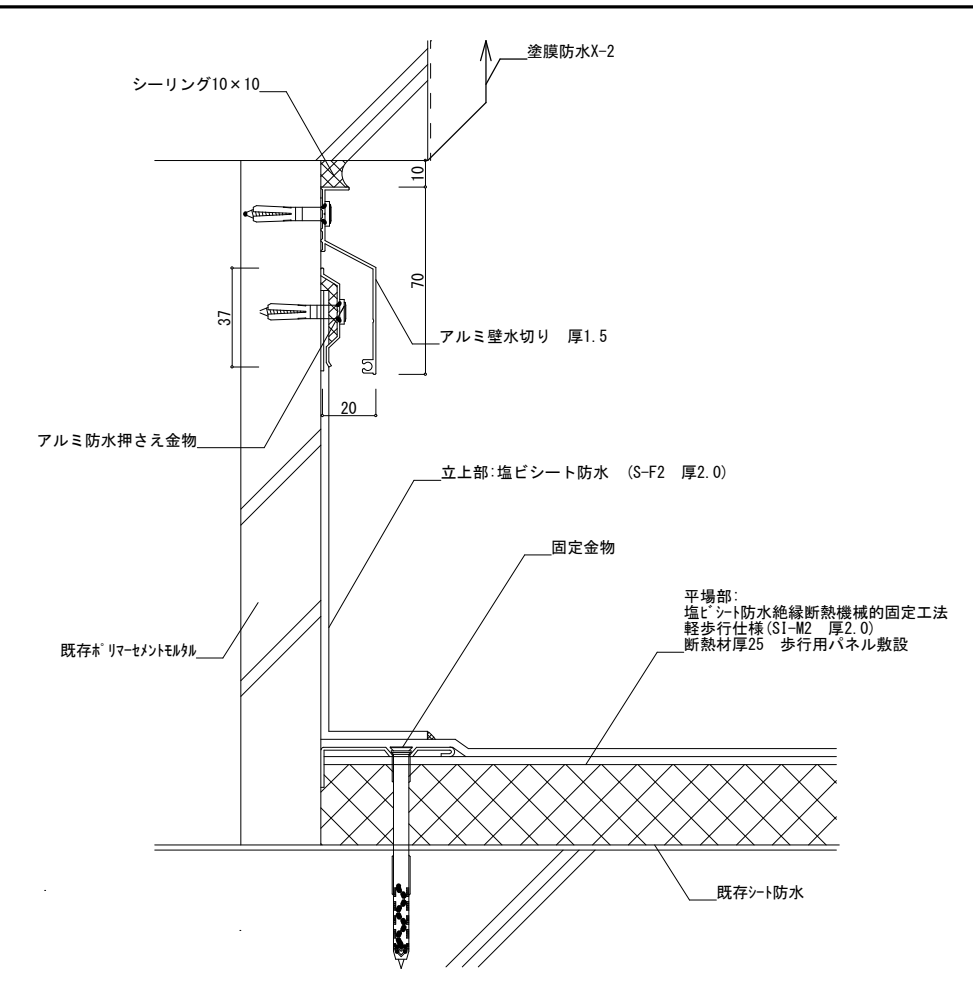
●図面番号
A-07

(株)野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹 1級建築士登録 第111972号

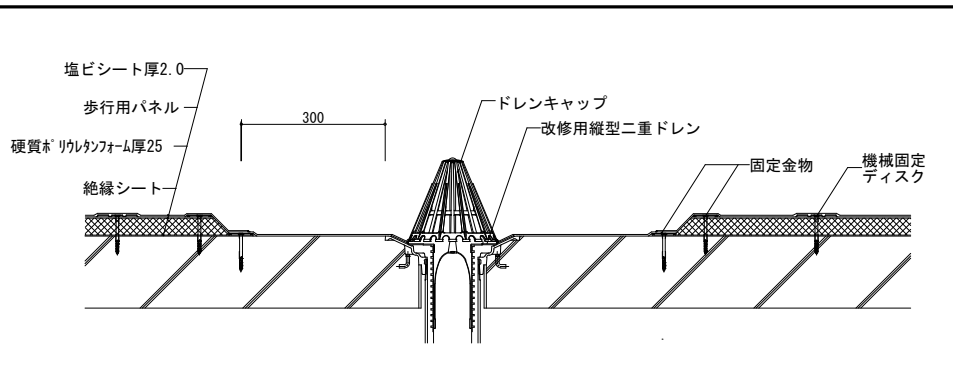
●図面名称
矩計図

●縮尺
(A2) 1:30

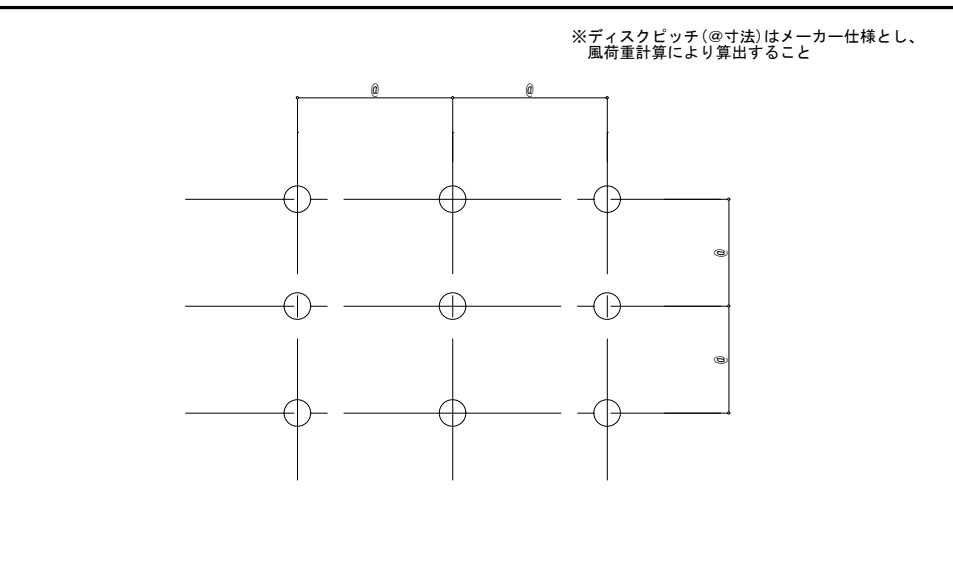
一般立上部詳細 1:2



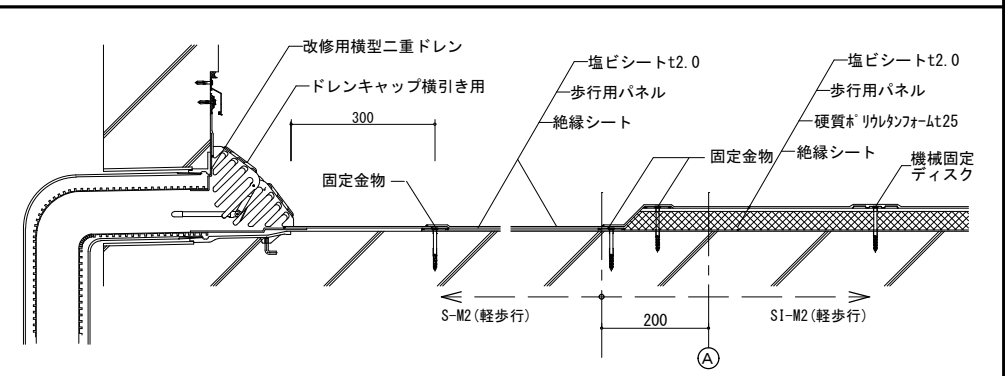
改修用縦型ドレン納まり及びドレン廻り詳細



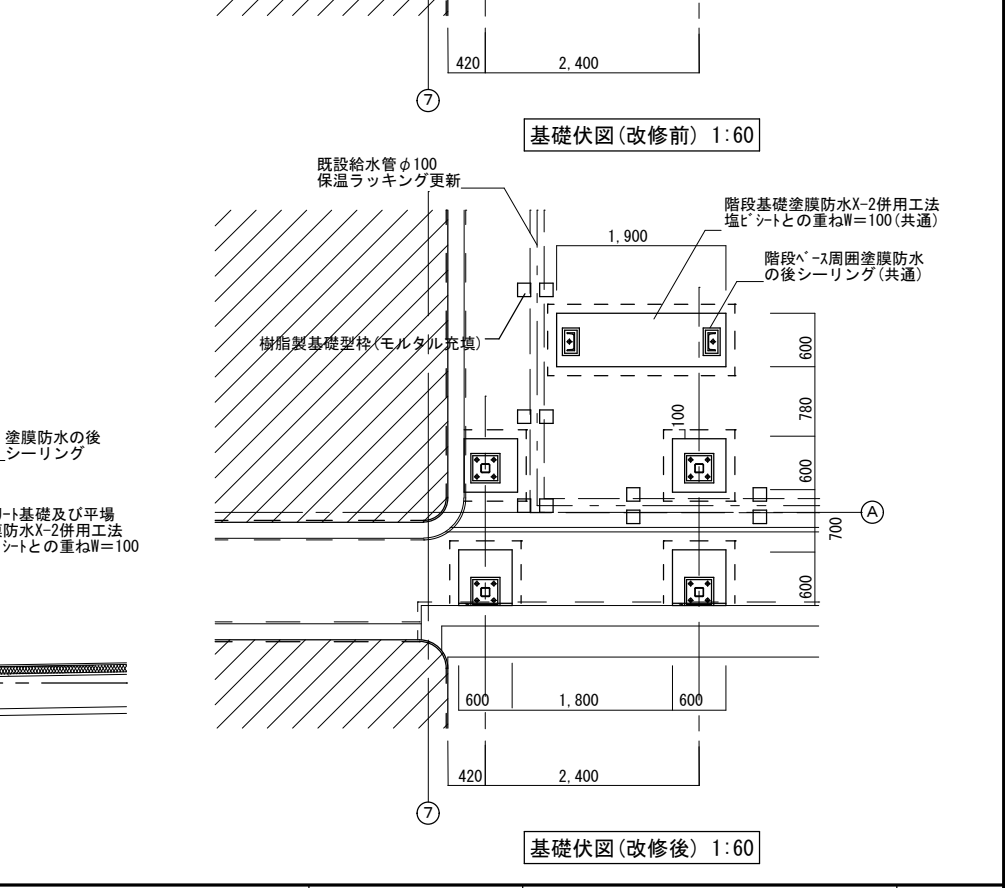
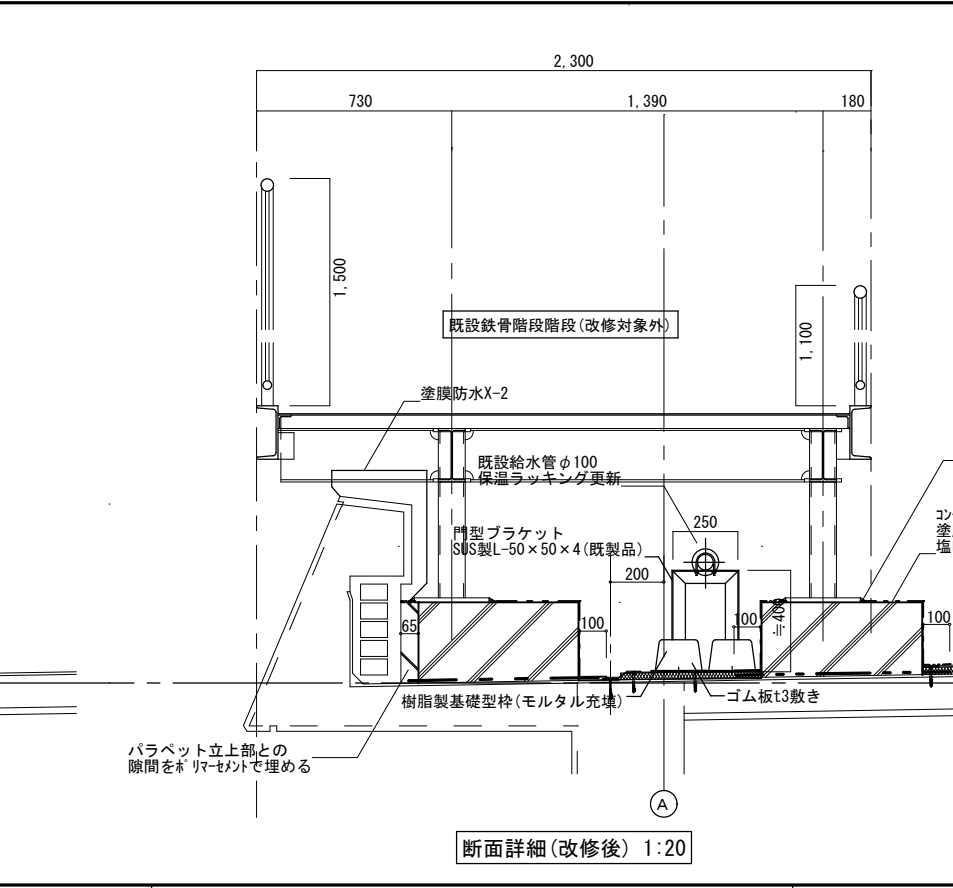
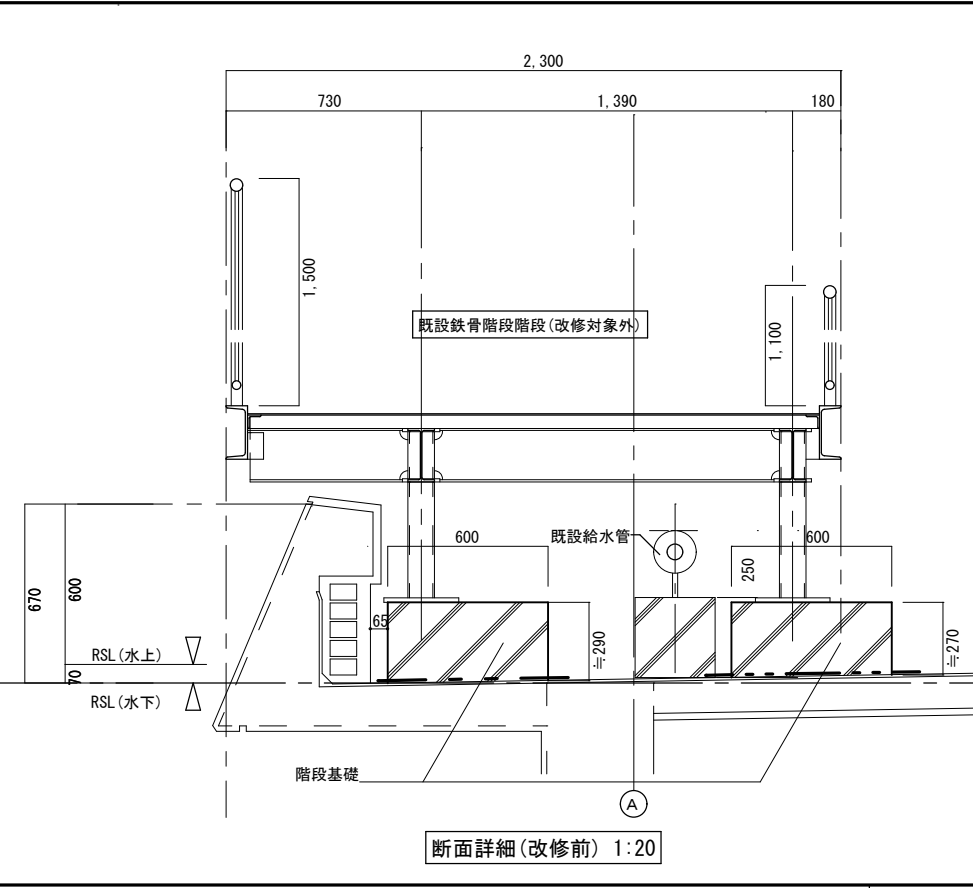
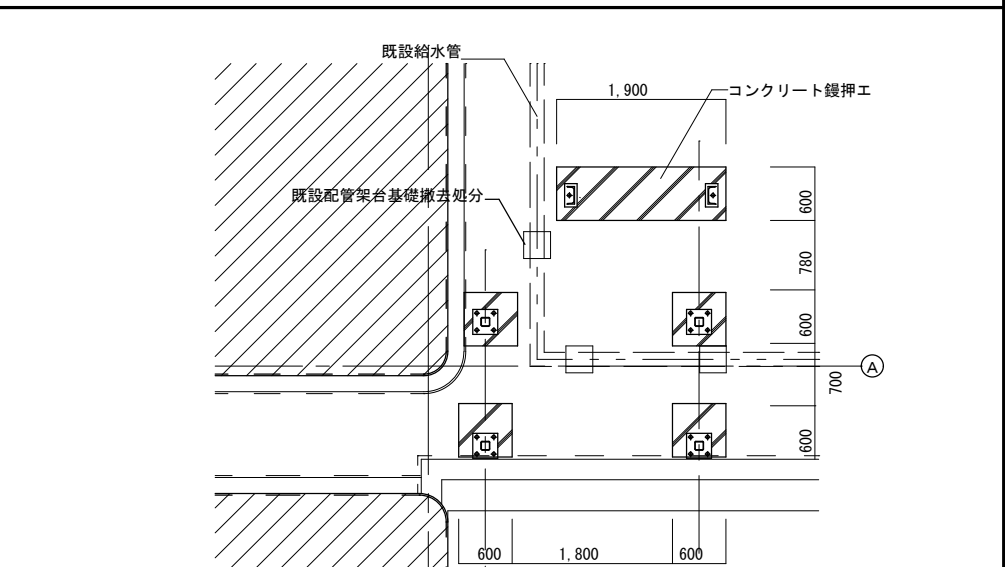
塩ビシート防水固定金物取付図



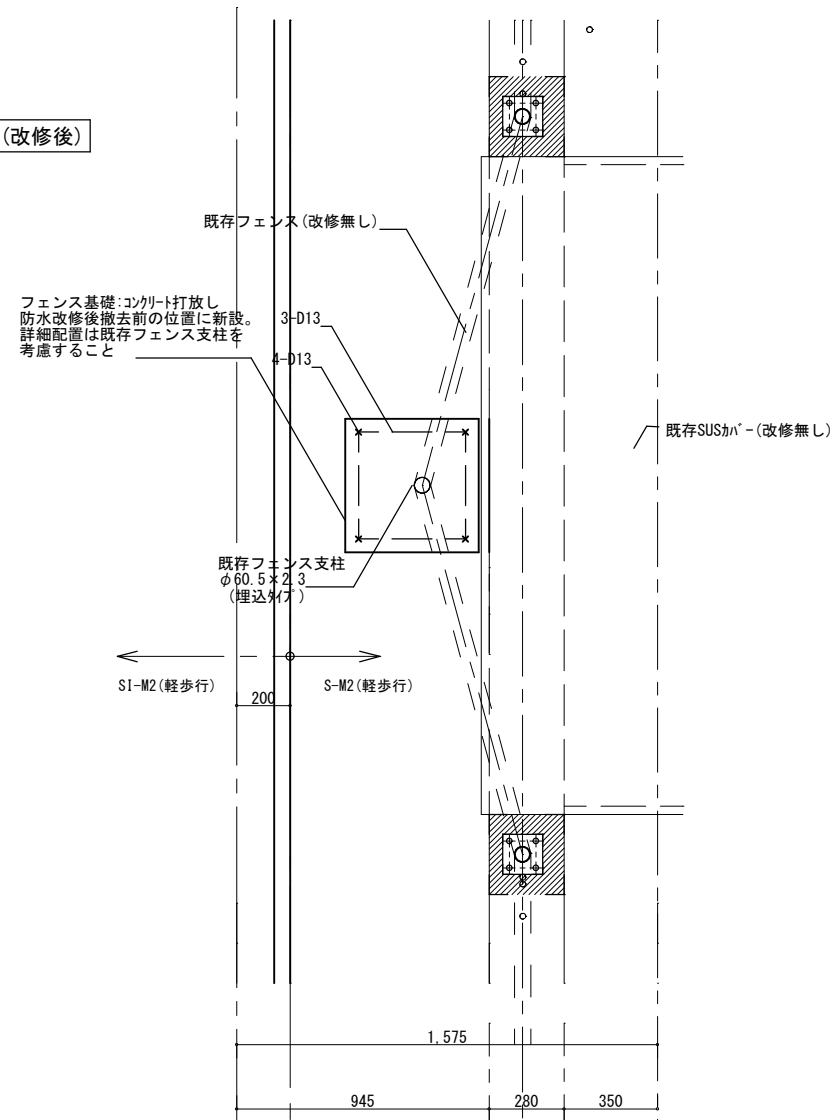
改修用横型ドレン納まり及びドレン廻り詳細



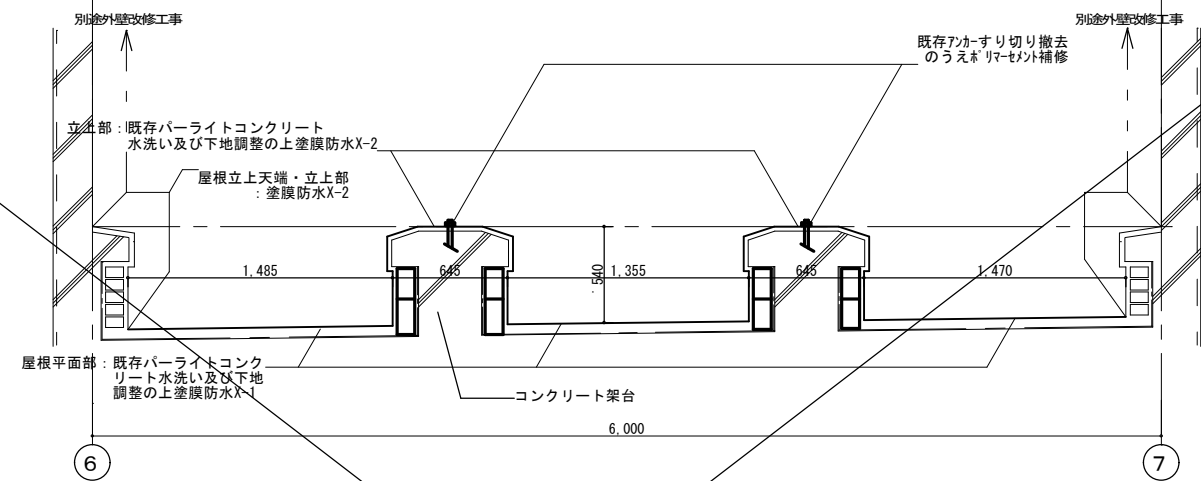
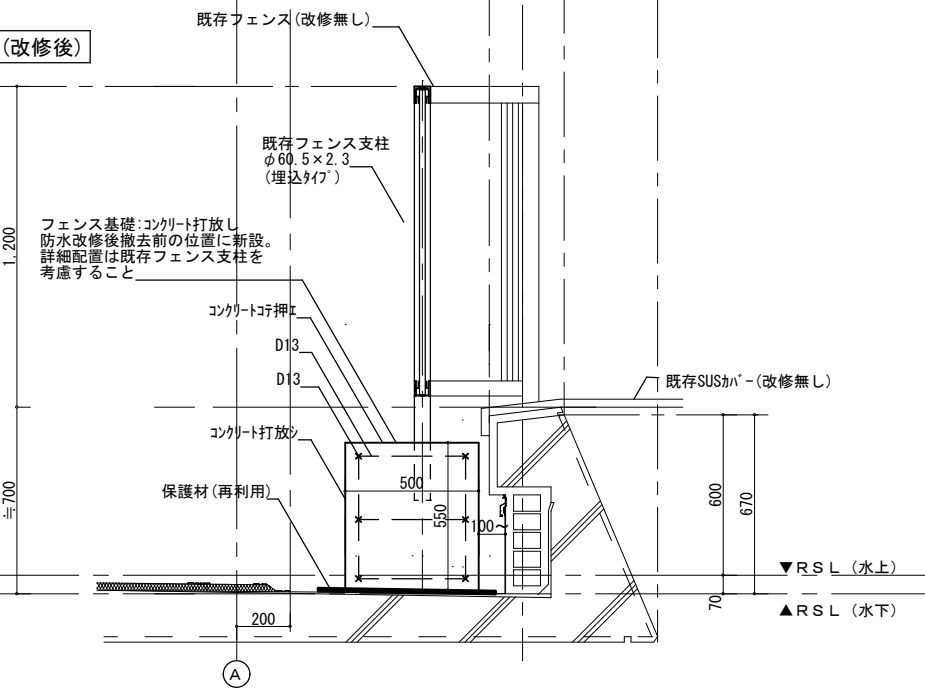
階段基礎防水納まり詳細



平面詳細(改修後)

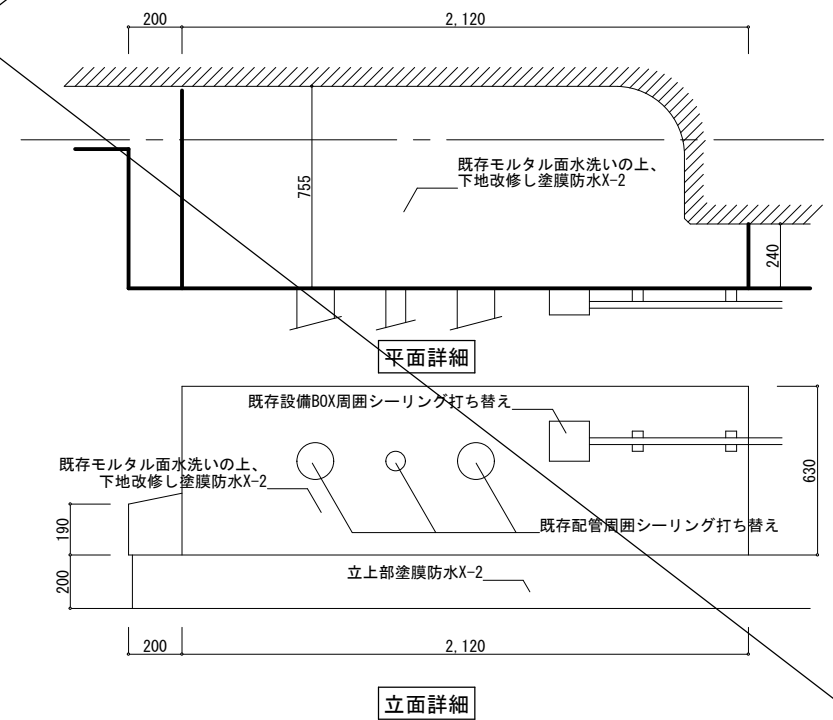
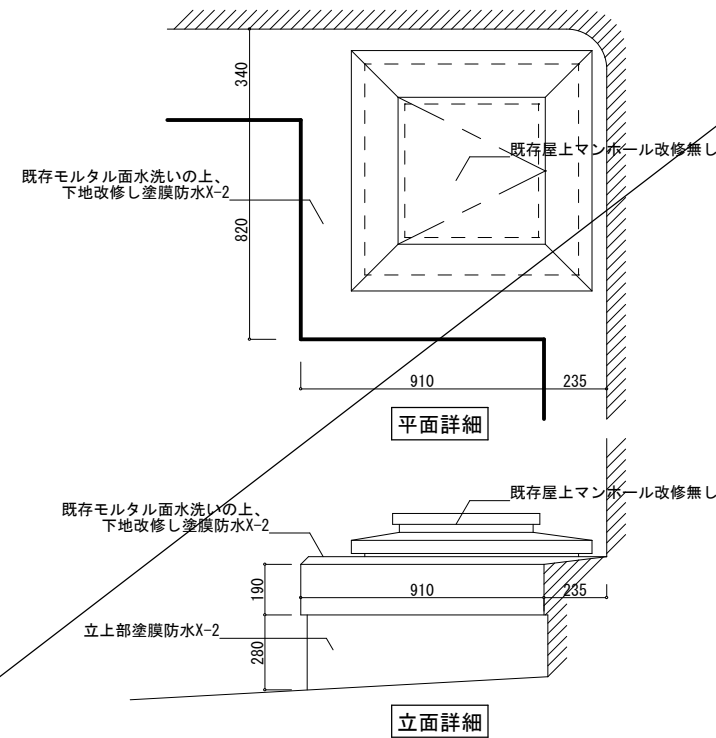


断面詳細(改修後)



PHR階屋上マンホール

PHR階PS立上部



避雷設備基礎(PH1階)

避雷設備基礎(PHR階)

